

住民協働推進支援事業

自治会などの活動に 補助金のご活用を

町では自治会などの活動に対し補助金を交付します。本年度（4月1日～来年3月31日）に行われる事業の申請の受け付けを5月11日まで行いますので、補助金の交付を希望する団体は期日までに申請書を提出してください。※本年度の受け付けは今回限りとなります。

▷対象団体 自治会、コミュニティ、自主防災組織、NPOなど（産業団体など営利法人は対象外です）

▷補助内容 審査委員会により事業内容などが審査され、認められた費用の5分の4以内の額が交付されます。

※補助金は団体ごとに交付されますが、年間で1団体に交付できる金額の総額には上限があります。上限は対象世帯数により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 町復興企画課コミュニティ推進係（☎82-3111内線362）へどうぞ。

◆対象となる事業内容の例

項目	対象事業および事業内容の例
地域づくり	地域づくり計画の策定・周知、地域ワークショップの開催、地域性を生かしたイベントの開催など
地域福祉	各種健康づくり運動、世代間交流活動、地元食材を使用した料理教室など
環境衛生	ごみ減量化と適正分別への取り組み、ごみステーションの適正管理、廃棄物の不法投棄監視活動、買い物袋持参運動など
生涯学習・生涯スポーツ	お祭り・盆踊り大会の開催、地域リーダー研修会への派遣など
防災・安全	地域で独自に行う避難訓練、防災資器材の整備、道路の草刈りや除雪、登下校時間帯の地域内の見回りなど
産業振興	地場製品の消費拡大や生産意欲の向上に関する取り組みなど



町では、町職員による「まちづくり出前講座」を実施しています。同講座は、町で行うさまざまな制度や政策について町民の皆さんに情報を提供し、広く町政に関する理解を深めて、住民協働を推進することを目的としたものです。町内の団体やグループなどであればどなたでも開催することができ、講座の内容は受講する皆さんのご要望に応じて、各担当課の職員が説明にお伺いします。

なお、この講座は皆さんの相談や要望などをお聞きするものではありませんのでご理解をお願いします。

『まちづくり出前講座』町内どこでも伺います

町の制度や政策を学ぶ機会に

同講座の開催を希望する方は、開催を希望する日の2週間前までにお申し込みください。

▽開催時間

- ・平日：午前10時～午後9時
- ・土・日曜日、祝日：午前10時～午後4時

※開催時間は講座1回につき原則2時間以内とさせていただきます。
▽開催場所 町内の公共施設や事業所の会議室、学校など

（個人のお宅では行いません）

※会場の確保や開催告知など、講座を行うための準備は主催者側で行ってください。

▽申込方法 町復興企画課、町民課、役場各支所に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し提出してください。

◆申込先・問い合わせ

町復興企画課コミュニティ推進係（☎82-3111内線362）へ。

◆担当課と講座のテーマ例

担当課	テーマの例
総務課	町の行政組織、防災、行政改革、情報公開、個人情報保護、統計など
財政課	町の財政など
復興企画課	復興計画、生活再建、住民協働など
税務課	税の役割、町税のしくみなど
農林課	農林業の現状、国土調査など
水産商工課	漁業・商工業の現状、観光など
町民課	環境問題、ごみの分別とリサイクル、地域安全（防犯、暴力追放）、年金など
長寿福祉課	高齢者・障がい者福祉など
健康こども課	健康・子育てなど
建設課	土地区画整理事業、道路整備事業など
建築住宅課	公営住宅など
上下水道課	水道施設の概要、下水道事業など
消防防災課	救急講習会、消火器の取り扱いなど
議会事務局	町議会の役割と活動内容
選挙管理委員会事務局	選挙の仕組み、選挙制度など
監査委員事務局	監査委員の役割と活動内容
農業委員会事務局	農業委員会の役割と活動内容
学校教育課	学校教育、日蘭交流など
生涯学習課	町の史跡や歴史、各種スポーツ講座、同世代交流講座、世代間交流講座など